

議案第49号

朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月2日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 第2号会計年度任用職員の給与（第4条—第17条）

第3章 第1号会計年度任用職員の給与（第18条—第28条）

第4章 第1号会計年度任用職員の費用弁償（第29条・第30条）

第5章 雑則（第31条—第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第2号会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) 第1号会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第3条 この条例において「給与」とは、第2号会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、第1号会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

第2章 第2号会計年度任用職員の給与

（給料）

第4条 第2号会計年度任用職員の給料については、別表第1に定める会計年度任用職員給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。

（職務の級）

第5条 第2号会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

- 2 第2号会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が決定する。

（号給）

第6条 新たに給料表の適用を受ける第2号会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第7条 朝来市職員の給与に関する条例（平成17年朝来市条例第69号。以下「給与条例」という。）第12条及び第13条の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日（以下「週休日」という。）」とあるのは、「当該第2号会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第8条 給与条例第17条の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。

(特殊勤務手当)

第9条 給与条例第19条第1項の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。

2 第2号会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額並びにその支給方法は、朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年朝来市条例第70号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

(時間外勤務手当)

第10条 給与条例第20条第1項、第2項及び第4項の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---------|--|---|
| 第20条第1項 | 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員 | 当該第2号会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた第2号会計年度任用職員 |
| | 第23条 | 第15条 |
| 第20条第2項 | 勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた勤務時間 | 当該第2号会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間 |
| 第20条第4項 | 勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日 | 当該第2号会計年度任用職員について定められた週休日 |
| | 第23条 | 第15条 |

(休日勤務手当)

第11条 給与条例第21条の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、

それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---------|---|--|
| 第21条第1項 | 正規の勤務時間 | 当該第2号会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。） |
| | 第23条 | 第15条 |
| 第21条第2項 | 勤務時間条例第9条に規定する休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日 | 朝来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年朝来市条例第56号）第9条に規定する休日（代休日 |

（夜間勤務手当）

第12条 給与条例第22条の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該第2号会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「次条」とあるのは「第15条」と読み替えるものとする。

（宿日直手当）

第13条 給与条例第24条第1項の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。

2 前項において準用する給与条例第24条第1項の勤務は、第10条において準用する給与条例第20条第1項、第11条において準用する給与条例第21条第1項及び前条において準用する給与条例第22条の勤務には含まれないものとする。

（期末手当）

第14条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、任期が6箇月以上の第2号会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6箇月に満たない第2号会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該第2号会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6箇月以上の第2号会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に第2号会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上の第2号会計年度任用職員とみなす。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第15条 給与条例第23条の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額」と、「その額を」とあるのは「その額を当該第2号会計年度任用職員について定められた」と読み替えるものとする。

（端数計算）

第16条 第10条において準用する給与条例第20条、第11条において準用する給与条例

第21条及び第12条において準用する給与条例第22条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(給与の減額)

第17条 第2号会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した第2号会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した第2号会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第3章 第1号会計年度任用職員の給与

(第1号会計年度任用職員の報酬)

第18条 月額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を朝来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年朝来市条例第56号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定する第1号会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第19条 特殊勤務手当条例第3条から第7条までに規定する業務に従事することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第20条 当該第1号会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員に対

して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、第1号会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、第1号会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた第1号会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

（休日勤務に係る報酬）

第21条 祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した第1号会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「祝日法による休日等」という。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した第1号会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当

たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(夜間勤務に係る報酬)

第22条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務に係る報酬として支給する。

(宿日直勤務に係る報酬)

第23条 宿日直勤務又は日直勤務を命ぜられた第1号会計年度任用職員には、規則で定める基準により宿日直勤務に係る報酬を支給する。

2 前項の勤務は、第20条から前条までの勤務には含まれないものとする。

(期末手当)

第24条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、任期が6箇月以上の第1号会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第27条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内の第1号会計年度任用職員としての在職期間における報酬の額(第2号会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6箇月に満たない第1号会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該第1号会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6箇月以上の第1号会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に第1号会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上の第1号会計年度任用職員とみなす。

(報酬の支給)

第25条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められた第1号会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められた第1号会計年度任用職員に対しては、当該第1号会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外

のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から当該第1号会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第26条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額を当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額

(報酬の端数計算)

第27条 第16条の規定は、第20条から第22条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額及び前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額の算定について準用する。

(報酬の減額)

第28条 月額により報酬を定められている第1号会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第26条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められている第1号会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第26条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第4章 第1号会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第29条 第1号会計年度任用職員が給与条例第17条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員(第32条において「常勤職員」という。)の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第30条 第1号会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、朝来市職員等の旅費に関する条例(平成17年朝来市条例第72号)の規定の適用を受ける職員の例による。

第5章 雑則

(給与からの控除)

第31条 給与条例第13条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第32条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(休職者の給与)

第33条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたとき、若しくは公務上の災害又は通勤による災害により朝来市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成17年朝来市条例第50号）第2条に掲げる事由により休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 前項の規定により休職にされたもの以外の休職者は、休職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例)

2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第14条第1項及び第24条第1項において準用する給与条例第27条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の76.5」とする。

3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における第14条第1項及び第24条第1項において準用する給与条例第27条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の103」とする。

(朝来市職員定数条例の一部改正)

4 朝来市職員定数条例（平成17年朝来市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「嘱託、臨時又は」を削る。

第2条第1号中「一般職の職員をいう」を「一般職の職員をいい、臨時的任用職員にあつては、臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員を除く」に改める。

(朝来市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

5 朝来市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成17年朝来市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第7条中「給料の月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員につい

ては、朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和●年朝来市条例第●号）第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額）」を加える。

（朝来市条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部改正）

- 6 朝来市条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例（平成17年朝来市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第22条第5項」を「第22条の3第4項」に改める。

（朝来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

- 7 朝来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年朝来市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（朝来市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 8 朝来市職員の育児休業等に関する条例（平成17年朝来市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条第1項中「育児休業をした職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。次項において同じ。）」を加える。

第19条第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第21条中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和●年朝来市条例第●号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第17条及び第28条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める報酬額又は給与額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額

（朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 9 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表中「

| | | |
|----------|----|---------|
| 福祉事務所嘱託医 | 月額 | 40,200円 |
|----------|----|---------|

| | | |
|--------------------------------------|-----|------------|
| 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職員 | 月額 | 453,600円以下 |
| | 日額 | 24,600円以下 |
| | 時間額 | 2,700円以下 |

」を

「

| | | |
|----------|----|---------|
| 福祉事務所嘱託医 | 月額 | 40,200円 |
|----------|----|---------|

」に改める。

（朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 10 朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年朝来市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条」の次に「並びに朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和●年朝来市条例第●号）第9条及び第19条」を加える。

（朝来市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

- 11 朝来市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年朝来市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「短時間勤務の職を占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

別表第1 (第4条関係)

会計年度任用職員給料表

| 職務の級 号 給 | 1 級 | 2 級 |
|-------------|---------|---------|
| | 給料月額 | 給料月額 |
| | 円 | 円 |
| 1 | 144,100 | 194,000 |
| 2 | 145,200 | 195,800 |
| 3 | 146,400 | 197,600 |
| 4 | 147,500 | 199,400 |
| 5 | 148,600 | 200,900 |
| 6 | 149,700 | 202,700 |
| 7 | 150,800 | 204,500 |
| 8 | 151,900 | 206,300 |
| 9 | 153,000 | 207,900 |
| 10 | 154,400 | 209,700 |
| 11 | 155,700 | 211,500 |
| 12 | 157,000 | 213,300 |
| 13 | 158,300 | 214,700 |
| 14 | 159,800 | 216,500 |
| 15 | 161,300 | 218,200 |
| 16 | 162,900 | 220,000 |
| 17 | 164,200 | 221,700 |
| 18 | 165,700 | 223,400 |
| 19 | 167,200 | 225,000 |
| 20 | 168,700 | 226,600 |
| 21 | 170,100 | 228,000 |
| 22 | 172,800 | 229,700 |
| 23 | 175,400 | 231,300 |
| 24 | 178,000 | 232,900 |
| 25 | 180,700 | 234,000 |
| 26 | 182,400 | 235,500 |
| 27 | 184,000 | 236,900 |
| 28 | 185,700 | 238,200 |
| 29 | 187,200 | 239,500 |
| 30 | 188,900 | 240,700 |
| 31 | 190,700 | 241,700 |
| 32 | 192,400 | 242,900 |
| 33 | 194,000 | 244,200 |
| 34 | 195,400 | 245,300 |
| 35 | 196,900 | 246,500 |
| 36 | 198,400 | 247,800 |
| 37 | 199,700 | 248,700 |
| 38 | 201,000 | 250,100 |
| 39 | 202,200 | 251,500 |
| 40 | 203,500 | 252,900 |
| 41 | 204,800 | 254,300 |
| 42 | 206,100 | 255,700 |
| 43 | 207,400 | 257,100 |
| 44 | 208,700 | 258,400 |
| 45 | 209,800 | 259,600 |
| 46 | 211,100 | 260,900 |
| 47 | 212,400 | 262,300 |
| 48 | 213,700 | 263,600 |
| 49 | 214,800 | 264,700 |
| 50 | 215,900 | 265,800 |
| 51 | 216,900 | 267,100 |
| 52 | 218,000 | 268,400 |
| 53 | 219,100 | 269,400 |
| 54 | 220,100 | 270,500 |
| 55 | 221,000 | 271,800 |
| 56 | 222,000 | 273,100 |
| 57 | 222,400 | 274,000 |
| 58 | 223,300 | 275,000 |
| 59 | 224,100 | 275,900 |
| 60 | 224,900 | 277,000 |

| | | |
|-----|---------|---------|
| 61 | 225,600 | 278,100 |
| 62 | 226,600 | 279,100 |
| 63 | 227,400 | 280,000 |
| 64 | 228,300 | 281,000 |
| 65 | 229,000 | 281,500 |
| 66 | 229,800 | 282,400 |
| 67 | 230,700 | 283,100 |
| 68 | 231,700 | 284,000 |
| 69 | 232,400 | 285,000 |
| 70 | 233,100 | 285,800 |
| 71 | 233,700 | 286,600 |
| 72 | 234,500 | 287,400 |
| 73 | 235,300 | 288,200 |
| 74 | 236,000 | 288,700 |
| 75 | 236,700 | 289,100 |
| 76 | 237,300 | 289,600 |
| 77 | 238,000 | 289,800 |
| 78 | 238,800 | 290,100 |
| 79 | 239,600 | 290,300 |
| 80 | 240,300 | 290,700 |
| 81 | 240,800 | 290,900 |
| 82 | 241,500 | 291,100 |
| 83 | 242,200 | 291,500 |
| 84 | 242,900 | 291,800 |
| 85 | 243,500 | 292,100 |
| 86 | 244,200 | 292,400 |
| 87 | 244,900 | 292,700 |
| 88 | 245,600 | 293,100 |
| 89 | 246,100 | 293,400 |
| 90 | 246,600 | 293,800 |
| 91 | 246,900 | 294,100 |
| 92 | 247,300 | 294,500 |
| 93 | 247,600 | 294,700 |
| 94 | | 294,900 |
| 95 | | 295,200 |
| 96 | | 295,600 |
| 97 | | 295,800 |
| 98 | | 296,100 |
| 99 | | 296,500 |
| 100 | | 296,900 |
| 101 | | 297,100 |
| 102 | | 297,400 |
| 103 | | 297,800 |
| 104 | | 298,100 |
| 105 | | 298,300 |
| 106 | | 298,600 |
| 107 | | 299,000 |
| 108 | | 299,300 |
| 109 | | 299,500 |
| 110 | | 299,900 |
| 111 | | 300,300 |
| 112 | | 300,600 |
| 113 | | 300,800 |
| 114 | | 301,000 |
| 115 | | 301,300 |
| 116 | | 301,700 |
| 117 | | 301,900 |
| 118 | | 302,100 |
| 119 | | 302,400 |
| 120 | | 302,700 |
| 121 | | 303,100 |
| 122 | | 303,300 |
| 123 | | 303,600 |
| 124 | | 303,900 |
| 125 | | 304,200 |

別表第2（第5条関係）

等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|-------------------|
| 1級 | 定型的又は補助的な業務を行う職務 |
| 2級 | 相当の知識又は経験を必要とする職務 |

議案第49号資料

朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例逐条解説

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 第2号会計年度任用職員の給与（第4条—第17条）
- 第3章 第1号会計年度任用職員の給与（第18条—第28条）
- 第4章 第1号会計年度任用職員の費用弁償（第29条・第30条）
- 第5章 雑則（第31条—第34条）
- 附則

【解説】

この条例の本則を章建てとし、目次を置くものです。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

【解説】

この条例の趣旨を明らかにしています。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正後の地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、改正後の地方公務員法第24条第5項並びに改正後の地方自治法第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、必要な事項を定めようとするものです。

〔改正後の地方公務員法〕

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第22条の2 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第17条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

- (1) 1会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの
- (2) 会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2～7（略）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 (略)

2～4 (略)

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

[改正後の地方自治法]

(報酬及び費用弁償)

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

2、3 (略)

4 普通地方公共団体は、条例で、第1項の者のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(給料、旅費及び諸手当)

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員(教育委員会にあつては、教育長)、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 (略)

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 第2号会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

(2) 第1号会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

【解説】

この条例で使用する職員の定義を定めています。

第1号に規定する第2号会計年度任用職員は、改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定に基づき、常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の勤務時間(フルタイム)で勤務する会計年度任用職員を指し、第2号に規定する第1号会計年度任用職員は、改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定に基づき、常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間で勤務する会計年度任用職員を指します。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において「給与」とは、第2号会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、第1号会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

【解説】

会計年度任用職員に支給する給与の種類について定めています。

第2号会計年度任用職員の給与とは、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、第1号会計年度任用職員の給与とは、報酬及び期末手当をいいます。

従来の臨時的任用職員、嘱託職員等の給与は、歳出予算の7節賃金に計上していましたが、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第37号）が公布され、歳出予算に係る節の区分中、「7節賃金」が削除され、以降の8節から28節までの各節が、1節ずつ繰り上がる改正が行われ、令和2年4月1日から施行されます。会計年度任用職員に係る給与の歳出予算は、第2号会計年度任用職員にあっては、給料は2節、職員手当は3節となり、第1号会計年度任用職員にあっては、報酬は1節、期末手当は3節となります。

なお、第1号会計年度任用職員に係る通勤手当相当分は費用弁償として8節の旅費に計上することとなります。

第2章 第2号会計年度任用職員の給与

（給料）

第4条 第2号会計年度任用職員の給料については、別表第1に定める会計年度任用職員給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。

【解説】

第2号会計年度任用職員に適用する給料表を定めています。

この給料表は、常時勤務を要する職を占める職員に適用する行政職給料表の1級及び2級を用いることとしています。

（職務の級）

第5条 第2号会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 第2号会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が決定する。

【解説】

第2号会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、別表第2の等級別基準職務表の基準に従い任命権者が決定します。

（号給）

第6条 新たに給料表の適用を受ける第2号会計年度任用職員となった者の号給は、

規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

【解説】

第2号会計年度任用職員の号給の決定は、規則で定める基準に従い任命権者が決定します。

(給料の支給)

第7条 朝来市職員の給与に関する条例（平成17年朝来市条例第69号。以下「給与条例」という。）第12条及び第13条の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日（以下「週休日」という。）」とあるのは、「当該第2号会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

【解説】

第2号会計年度任用職員の給料の支給方法については、給与条例の規定を準用することとし、その内容は次のとおりです。

- ・ 給料は、月の1日から末日までの期間についてその月額を全額を支給する。
- ・ 新たに任用されたときは、その日から給料を支給し、給料額に異動があったときは、その日から新たな給料額の給料を支給する。
- ・ 離職したときは、その日まで給料を支給する。
- ・ 死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- ・ 月の途中から、又は月の途中まで任用されたときは、日割りによって計算された給料を支給する。

(通勤手当)

第8条 給与条例第17条の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。

【解説】

第2号会計年度任用職員に支給する通勤手当は、給与条例第17条の規定を準用します。

(特殊勤務手当)

第9条 給与条例第19条第1項の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。
2 第2号会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額並びにその支給方法は、朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年朝来市条例第70号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

【解説】

第2号会計年度任用職員に支給する特殊勤務手当は、給与条例第19条第1項の規定を準用し、特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額並びにその支給方

法は、朝来市職員の特種勤務手当に関する条例の定めるところによることとします。

| (時間外勤務手当) | | |
|--|--|---|
| <p>第10条 給与条例第20条第1項、第2項及び第4項の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> | | |
| 第20条第1項 | 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員 | 当該第2号会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた第2号会計年度任用職員 |
| | 第23条 | 第15条 |
| 第20条第2項 | 勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた勤務時間 | 当該第2号会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間 |
| 第20条第4項 | 勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日 | 当該第2号会計年度任用職員について定められた週休日 |
| | 第23条 | 第15条 |

【解説】

第2号会計年度任用職員に支給する時間外勤務手当は、給与条例第20条第1項、第2項及び第4項の規定を準用し、必要な読替規定を定めています。

準用部分の読替後の内容は次のとおりです。

- ・ 給与条例第20条第1項 第2号会計年度任用職員について定められた勤務時間を超えて勤務した全時間について、勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。
- ・ 給与条例第20条第2項 第2号会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を支給する。

- ・ 給与条例第20条第4項 正規の勤務時間を超えてした勤務（当該第2号会計年度任用職員について割り振られた週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えたときは、その超えた全時間について、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を支給する。

（休日勤務手当）

第11条 給与条例第21条の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---------|---|--|
| 第21条第1項 | 正規の勤務時間 | 当該第2号会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。） |
| | 第23条 | 第15条 |
| 第21条第2項 | 勤務時間条例第9条に規定する休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日 | 朝来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年朝来市条例第56号）第9条に規定する休日（代休日 |

【解説】

第2号会計年度任用職員に支給する休日勤務手当は、給与条例第21条の規定を準用し、必要な読替規定を定めています。

準用部分の読替後の内容は次のとおりです。

- ・ 給与条例第21条第1項 休日において第2号会計年度任用職員について定められた勤務時間中に勤務した全時間について、勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を支給する。
- ・ 給与条例第21条第2項 休日は、勤務時間条例第9条に規定する休日（代休日を指定され、当該休日に勤務した場合は、当該休日に代わる代休日）とする。

（夜間勤務手当）

第12条 給与条例第22条の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該第2号会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「次条」とあるのは「第15条」と読み替えるものとする。

【解説】

第2号会計年度任用職員に支給する夜間勤務手当は、給与条例第22条の規定を準用し、第2号会計年度任用職員について定められた勤務時間として午後10時から翌

日の午前5時までの間に勤務したときは、その勤務した全時間について、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額を支給します。

(宿日直手当)

第13条 給与条例第24条第1項の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。

- 2 前項において準用する給与条例第24条第1項の勤務は、第10条において準用する給与条例第20条第1項、第11条において準用する給与条例第21条第1項及び前条において準用する給与条例第22条の勤務には含まれないものとする。

【解説】

第2号会計年度任用職員に支給する宿日直手当は、給与条例第24条第1項の規定を準用し、宿日直に係る勤務は、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の対象となる勤務には含まれないものとします。

(期末手当)

第14条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、任期が6箇月以上の第2号会計年度任用職員について準用する。

- 2 任期が6箇月に満たない第2号会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該第2号会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6箇月以上の第2号会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に第2号会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上の第2号会計年度任用職員とみなす。

【解説】

期末手当は、任期が6箇月以上の第2号会計年度任用職員に対して支給することとし、給与条例第27条から第27条の3までの規定を準用します。

任期が6箇月に満たない者は、1会計年度内において任期の合計が6箇月以上に至ったときは、支給対象となり、また、年度の初日に6箇月未満の任期で任用された者であっても、前年度から引き続き任用され、その前年度の任期との合計が6箇月以上に至ったときは、支給対象となります。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条 給与条例第23条の規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額」と、「その額を」とあるのは「その額を当該第2号会計年度任用職員について定められた」と読み替えるものとする。

【解説】

勤務1時間当たりの給与額の算出は、給与条例第23条の規定を準用し、給料の月額に12を乗じ、その額を当該第2号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額とします。

(端数計算)

第16条 第10条において準用する給与条例第20条、第11条において準用する給与条例第21条及び第12条において準用する給与条例第22条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

【解説】

時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額並びに勤務1時間当たりの給与額を算定する場合における端数計算の方法について定めています。

(給与の減額)

第17条 第2号会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した第2号会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した第2号会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

【解説】

給与を減額する場合として、祝日法による休日又は年末年始の休日である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、第2号会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額を減額します。

第3章 第1号会計年度任用職員の給与

(第1号会計年度任用職員の報酬)

第18条 月額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を朝来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年朝来市条例第56号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た

額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

- 2 日額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間額で報酬を定める第1号会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定する第1号会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額とする。

【解説】

第1号会計年度任用職員に係る報酬の額の算定について、第1項は月額で報酬の額を定める場合、第2項は日額で報酬の額を定める場合、第3項は時間額で報酬の額を定める場合の計算方法を定めています。

第4項は、報酬の額の算定の基礎となる基準月額について、第1号会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が第2号会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額とすることを定めています。

（特殊勤務に係る報酬）

第19条 特殊勤務手当条例第3条から第7条までに規定する業務に従事することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

【解説】

第1号会計年度任用職員に支給する特殊勤務に係る報酬は、特殊勤務手当条例第3条から第7条までに規定する業務に従事した場合に、同条例の例により計算して得た額を支給します。

（時間外勤務に係る報酬）

第20条 当該第1号会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれ

ぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、第1号会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、第1号会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた第1号会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

【解説】

第1号会計年度任用職員に支給する時間外勤務に係る報酬は、第1号会計年度任用職員について定められた勤務時間を超えて勤務した全時間について、勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給します。ただし、当該第1号会計年度任用職員の正規の勤務時間を超えてした時間と正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務にあつては、勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とします。

第3項は、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した場合は、その超えて勤務した全時間について、勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて

得た額を支給することを定めています。ただし、当該第1号会計年度任用職員の1週間の正規の勤務時間を超えてした時間と1週間の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、その限りではありません。

第4項は、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えたときは、その超えた全時間について、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を支給することを定めています。

（休日勤務に係る報酬）

第21条 祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した第1号会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「祝日法による休日等」という。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した第1号会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

【解説】

第1号会計年度任用職員に支給する休日勤務に係る報酬は、祝日法による休日等及び年末年始の休日等において第1号会計年度任用職員について定められた勤務時間中に勤務した全時間について、勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とします。

（夜間勤務に係る報酬）

第22条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務に係る報酬として支給する。

【解説】

第1号会計年度任用職員に支給する夜間勤務に係る報酬は、第1号会計年度任用職員について定められた勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したときは、その勤務した全時間について、勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を乗じて得た額を支給します。

(宿日直勤務に係る報酬)

第23条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた第1号会計年度任用職員には、規則で定める基準により宿日直勤務に係る報酬を支給する。

2 前項の勤務は、第20条から前条までの勤務には含まれないものとする。

【解説】

第1号会計年度任用職員に支給する宿日直勤務に係る報酬は、規則で定める基準により支給するものとし、宿日直に係る勤務は、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬の対象となる勤務には含まれないものとします。

(期末手当)

第24条 給与条例第27条から第27条の3までの規定は、任期が6箇月以上の第1号会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第27条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内の第1号会計年度任用職員としての在職期間における報酬の額(第2号会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6箇月に満たない第1号会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該第1号会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6箇月以上の第1号会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に第1号会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上の第1号会計年度任用職員とみなす。

【解説】

期末手当は、任期が6箇月以上の第1号会計年度任用職員に対して支給することとし、給与条例第27条から第27条の3までの規定を準用します。この場合の期末手当基礎額は、それぞれの基準日以前6箇月以内の第1号会計年度任用職員としての在職期間における報酬の額の1箇月当たりの平均額とします。

任期が6箇月に満たない者は、1会計年度内において任期の合計が6箇月以上に至ったときは、支給対象となり、また、年度の初日に6箇月未満の任期で任用された者であっても、前年度から引き続き任用され、その前年度の任期との合計が6箇月以上に至ったときは、支給対象となります。

(報酬の支給)

第25条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められた第1号会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められた第1号会計年度任用職員に対しては、当該第1号会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から当該第1号会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

【解説】

第1号会計年度任用職員の報酬の支給方法については、次のとおりです。

- ・ 報酬は、月の1日から末日までの期間について、規則で定める期日に支給する。
- ・ 日額又は時間額により報酬が定められた者に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- ・ 月額により報酬が定められた者が新たに任用されたときは、その日から報酬を支給し、退職したときは、その日まで報酬を支給する。ただし、死亡により退職したときは、その月まで報酬を支給する。
- ・ 月額により報酬が定められた者が月の途中から、又は月の途中まで任用されたときは、日割りによって計算された報酬を支給する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第26条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額を当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額

【解説】

勤務1時間当たりの報酬額を算出する計算方法を定めたもので、月額、日額又は時間額による報酬の区分ごとに、それぞれ次のとおり計算して得た額とします。

- ・ 月額による報酬 その者の月額の報酬額に12を乗じて得た額を当該その者について定められた1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもので除して得た額

- ・ 日額による報酬 その者の日額の報酬額を当該その者について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- ・ 時間額による報酬 その者の時間額の報酬額

(報酬の端数計算)

第27条 第16条の規定は、第20条から第22条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額及び前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額の算定について準用する。

【解説】

時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬の額並びに勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合の端数計算については、第16条の規定を準用します、

(報酬の減額)

第28条 月額により報酬を定められている第1号会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第26条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められている第1号会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第26条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

【解説】

月額により報酬を定められている第1号会計年度任用職員の報酬を減額する場合は、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、また、日額により報酬を定められている第1号会計年度任用職員の報酬を減額する場合は、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、正規の勤務時間中に勤務しない1時間につき、第26条の規定による勤務1時間当たりの報酬額を減額します。

第4章 第1号会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第29条 第1号会計年度任用職員が給与条例第17条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員(第32条において「常勤職員」という。)の例による。

【解説】

第1号会計年度任用職員に支給する通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納に

については、常勤職員の例によることとします。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第30条 第1号会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、朝来市職員等の旅費に関する条例（平成17年朝来市条例第72号）の規定の適用を受ける職員の例による。

【解説】

第1号会計年度任用職員に支給する公務のための旅行に係る費用弁償については、朝来市職員等の旅費に関する条例の規定の適用を受ける職員の例によることとします。

第5章 雑則

(給与からの控除)

第31条 給与条例第13条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

【解説】

地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、給与は法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員にその全額を支払わなければならないこととされており、会計年度任用職員に係る給与からの控除については、給与から控除できるものを定めた給与条例第13条の2の規定を準用することとします。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第32条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

【解説】

職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定めることとします。

(休職者の給与)

第33条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたとき、若しくは公務上の災害又は通勤による災害により朝来市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成17年朝来市条例第50号）第2条に掲げる事由により休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 前項の規定により休職にされたもの以外の休職者は、休職の期間中、いかなる給

与も支給されない。

【解説】

休職者の給与は、朝来市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例第5条第2項の規定に基づき、条例で特別の規定をしない限り、いかなる給与も支給されないこととされています。本条の規定により、会計年度任用職員に係る公務上又は通勤による傷病に対しては給与を支給することとし、それ以外の事由による休職者に対しては、給与の支給をしないこととします。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の施行期日を定めるものです。

(令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例)

- 2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第14条第1項及び第24条第1項において準用する給与条例第27条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の76.5」とする。
- 3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における第14条第1項及び第24条第1項において準用する給与条例第27条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の103」とする。

【解説】

附則第2項及び第3項は、会計年度任用職員に係る期末手当の支給割合の経過措置を定めたもので、令和2年度の6月及び12月の支給割合をそれぞれ100分の76.5とし、令和3年度の6月及び12月の支給割合をそれぞれ100分の103とします。

附則第4項関係 朝来市職員定数条例新旧対象表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| (趣旨) 第1条 この条例は、朝来市の一般職の職員（嘱託、臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数について定めるものとする。 | (趣旨) 第1条 この条例は、朝来市の一般職の職員（非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数について定めるものとする。 |

| | |
|--|--|
| <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 市長、公営企業、議会、教育委員会（教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を含む。）、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の事務部局に常時勤務する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する<u>一般職の職員をいう。</u>）</p> <p>(2) (略)</p> | <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 市長、公営企業、議会、教育委員会（教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を含む。）、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の事務部局に常時勤務する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する<u>一般職の職員をいい、臨時的任用職員にあつては、臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員を除く。</u>）</p> <p>(2) (略)</p> |
|--|--|

附則第5項関係 朝来市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>(休職の効果) 第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合及び第2条の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められる場合においては、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</p> <p>(減給の効果) 第7条 減給は、6箇月以下の期間、給料の月額10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p> | <p>(休職の効果) 第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合及び第2条の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められる場合においては、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</p> <p><u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p>(減給の効果) 第7条 減給は、6箇月以下の期間、給料の月額（<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和●年朝来市条例第●号）第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額</u>）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p> |

附則第6項関係 朝来市条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>(臨時的に任用された職員の分限) 第3条 市長は、臨時的に任用された職員が、法第28条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合、又は<u>法第22条第5項</u>に該当する理由がなくなった場合には、その意に反して、免職することができる。</p> | <p>(臨時的に任用された職員の分限) 第3条 市長は、臨時的に任用された職員が、法第28条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合、又は<u>法第22条の3第4項</u>に該当する理由がなくなった場合には、その意に反して、免職することができる。</p> |

附則第7項関係 朝来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第18条 <u>非常勤職員(短時間勤務職員を除く。)</u>の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p> | <p>(<u>会計年度任用職員</u>の勤務時間、休暇等) 第18条 <u>法第22条の2第1項</u>に規定する<u>会計年度任用職員</u>の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p> |

附則第8項関係 朝来市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 (略) 2 給与条例第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(朝来市職員の給与に関する規則(平成17年朝来市規則第50号)第28条に規定する昇給日)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整す</p> | <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 (略) 2 給与条例第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)</u>を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第8条 育児休業をした職員(<u>会計年度任用職員を除く。次項において同じ。</u>)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(朝来市職員の給与に関する規則(平成17年朝来市規則第50号)第28条に規定する昇給日)又はそのいずれか</p> |

| | |
|---|---|
| <p>ることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。</u>）を除外する。）を除く。）</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第29条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> | <p>の日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。</u>）を除外する。）</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 <u>職員（会計年度任用職員を除く。）</u>が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第29条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>2 <u>会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和●年朝来市条例第●号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第17条及び第28条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める報酬額又は給与額を減額して支給する。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員</u> <u>会計年度任用職員給与条例第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u> <u>会計年度任用職員給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額</u></p> |
|---|---|

**附則第9項関係 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する
条例新旧対照表**

| 現 行 | | 改 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------|------------|------|--|----------|----|---------|--------------------------------------|----|------------|--|----|-----------|--|-----|----------|--|--|----|------|--|----------|----|---------|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めのあるものを除き地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「委員会の委員等」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第2条関係） 報酬額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉事務所嘱託医</td> <td>月額</td> <td>40,200円</td> </tr> <tr> <td>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職員</td> <td>月額</td> <td>453,600円以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日額</td> <td>24,600円以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>時間額</td> <td>2,700円以下</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | 報酬の額 | | 福祉事務所嘱託医 | 月額 | 40,200円 | 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職員 | 月額 | 453,600円以下 | | 日額 | 24,600円以下 | | 時間額 | 2,700円以下 | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めのあるものを除き地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「委員会の委員等」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第2条関係） 報酬額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉事務所嘱託医</td> <td>月額</td> <td>40,200円</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | 報酬の額 | | 福祉事務所嘱託医 | 月額 | 40,200円 |
| 区分 | 報酬の額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉事務所嘱託医 | 月額 | 40,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職員 | 月額 | 453,600円以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 日額 | 24,600円以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 時間額 | 2,700円以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 報酬の額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉事務所嘱託医 | 月額 | 40,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附則第10項関係 朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|--|--|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、朝来市職員の給与に関する条例（平成17年朝来市条例第69号）第19条の規定により、職員に支給する特殊勤務手当について必要な事項を定めるものとする。</p> | | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、朝来市職員の給与に関する条例（平成17年朝来市条例第69号）第19条並びに朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和●年朝来市条例第●号）第9条及び第19条の規定により、職員に支給する特殊勤務手当について必要な事項を定めるものとする。</p> | |

**附則第11項関係 朝来市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
新旧対照表**

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|---|--|--|--|
| <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> | | <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> | |